



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会社名 阪和興業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 古川弘成  
(コード番号 8078 東証第一部)  
問合せ先 経営企画部長 相澤卓也  
(TEL. 03-3544-2000)

単元株式数の変更、株式併合及びこれらに伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更及びそれに伴う定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 70 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合について付議することを決議しましたので下記のとおりお知らせいたします。

## 記

### 1. 単元株式数の変更

#### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成 30 年 10 月 1 日までに国内上場会社の普通株式の売買単位である単元株式数を 100 株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を踏まえ、本年 10 月 1 日をもって当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

#### (2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

#### (3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

### 2. 株式併合

#### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を全国証券取引所が望ましいとする水準（5 万円以上 50 万円未満）に調整することを目的として、株式併合（5 株を 1 株に併合。以下「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。なお、発行可能株式総数については、本株式併合の併合割合に応じ

て、平成 29 年 10 月 1 日をもって、現行の 5 億 7,000 万株から 1 億 1,400 万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有の株式について、5 株を 1 株の割合で併合いたします。
- ③併合後の発行可能株式総数 114,000,000 株 (併合前 570,000,000 株)  
 なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法の定めに基づき、本株式併合の効力発生日 (平成 29 年 10 月 1 日) に、上記のとおり変更したものとみなされます。

④併合により減少する株式数

|                                |               |
|--------------------------------|---------------|
| 併合前の発行済株式総数 (平成 29 年 3 月 31 日) | 211,663,200 株 |
| 併合により減少する株式数                   | 169,330,560 株 |
| 併合後の発行済株式総数                    | 42,332,640 株  |

(注) 「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

⑤併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

| 保有株式数 | 株主数 (割合)          | 所有株式数 (割合)              |
|-------|-------------------|-------------------------|
| 5 株未満 | 206 名 (2.55%)     | 249 株 (0.00%)           |
| 5 株以上 | 7,878 名 (97.45%)  | 211,662,951 株 (100.00%) |
| 合計    | 8,084 名 (100.00%) | 211,663,200 株 (100.00%) |

本株式併合を行った場合、保有株式数が 5 株未満の株主様 206 名 (その所有株式の合計は 249 株。平成 29 年 3 月 31 日現在。) が株主たる地位を失うこととなります。

⑥ 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって、その効力が生じることといたします。

### 3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記2.に記載の株式併合に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線は、変更箇所を示します。)

| 現行定款   | 変更案  |
|--|--|
| 第2章 株式<br><br>(発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、<br><u>5億7,000万株</u> とする。<br><br>(単元株式数)<br>第8条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u><br>とする。 | 第2章 株式<br><br>(発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、<br><u>1億1,400万株</u> とする。<br><br>(単元株式数)<br>第8条 当社の単元株式数は <u>100株</u><br>とする。 |

### 4. 主要日程

|                |                                |
|----------------|--------------------------------|
| 平成29年5月12日     | 取締役会                           |
| 平成29年6月29日(予定) | 第70回定時株主総会                     |
| 平成29年10月1日(予定) | 単元株式数の変更及び株式併合並びに定款の一部変更の効力発生日 |

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における株主の皆様による売買は、同年9月27日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(併合後の100株)にて行われることとなります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

【ご参考】 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における株式の議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、5 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更及び株式併合の目的は何ですか。

A 3. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、投資家などの市場利用者の利便性の向上等を目的に国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社は係る趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更するために単元株式数の変更を行うことといたしました。

併せて、当社株式に係る投資単位を、中長期的な株価変動等を勘案したうえで、全国証券取引所が望ましいとする水準（5 万円以上 50 万円未満）に調整することを目的として、株式併合（5 株を 1 株に併合）を行うことといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数と議決権はどうなりますか。

A 4. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株式数に 5 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数（以下、端数株式といいます。）がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権は株式併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、今回の単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）前後で、ご所有株式数及び議決権数は以下のとおりとなります。

|    | 効力発生前   |      | 効力発生後   |      |       |
|----|---------|------|---------|------|-------|
|    | ご所有株式数  | 議決権数 | ご所有株式数  | 議決権数 | 端数株式  |
| 例① | 5,000 株 | 5 個  | 1,000 株 | 10 個 | なし    |
| 例② | 1,153 株 | 1 個  | 230 株   | 2 個  | 0.6 株 |
| 例③ | 900 株   | なし   | 180 株   | 1 個  | なし    |
| 例④ | 378 株   | なし   | 75 株    | なし   | 0.6 株 |
| 例⑤ | 4 株     | なし   | なし      | なし   | 0.8 株 |

(1) 例②、例③、例④に該当する株主様には、それぞれ単元未満株式（例②では 30 株、例③では 80 株、例④では 75 株）がありますので、従前と同様に、ご希望により単元未満株式の買取りまたは買増し制度がご利用いただけます。

具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

- (2) 例②、例④、例⑤において発生する端数株式については、当社が一括して処分し、その処分代金を端数株式の割合に応じて、対象となる株主様にお支払いいたします。このお支払代金（端数株式処分代金）は、平成 29 年 12 月上旬にお送りすることを予定しております。
- (3) 例⑤に該当する株主様は、株式併合後はご所有株式すべてが端数株式となり、上記（2）に記載のとおり全て処分いたしますので、株主としての地位を失うこととなります。

Q 5. 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値や配当金額への影響はありますか。

A 5. ご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本に変更はありませんので、1株当たりの純資産額は5倍となります。従いまして、株式市況の動向等の他の要因がなければ、理論上、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

また、株式併合後の配当につきましても、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当額を設定させていただく予定ですので、業績変動などの他の要因がなければ、株式併合を理由として、株主様の受け取る配当総額が変動することはありません。

Q 6. 株主にとって、何か手続きが必要ですか。

A 6. 特段のお手続きの必要はございません。

Q 7. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 7. 本株主総会以降のスケジュール以下のとおりです。（予定）

|                  |                                      |
|------------------|--------------------------------------|
| 平成 29 年 6 月 29 日 | 定時株主総会                               |
| 平成 29 年 9 月 26 日 | 現在の単元株式数（1,000 株）での売買最終日             |
| 平成 29 年 9 月 27 日 | 当社株式の売買単位が 100 株に変更<br>株式併合の効果が株価に反映 |
| 平成 29 年 10 月 1 日 | 単元株式数変更、株式併合及び発行可能株式総数変更の<br>効力発生日   |
| 平成 29 年 10 月下旬   | 株主様へ株式併合割当通知発送                       |
| 平成 29 年 12 月上旬   | 端数株式処分代金の支払開始                        |

(※) 株式併合及び単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

【株主名簿管理人】三井住友信託銀行株式会社

[連絡先] 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

電話照会先 0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）